

第2号様式

附属機関等の会議開催予定通知書

会 議 の 名 称	令和8年度第1回山口県医療審議会		
議 題	第8次山口県保健医療計画の中間評価・見直し（素案）について 山口県地域医療構想の推進及び新たな地域医療構想の策定について		
日 時	令和8年11月4日(水曜日)14:00から15:00まで		
場 所	共用第5会議室		
公 開 状 況	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">公 開</div> <div>部分公開</div> <div>非公開</div> </div>		
部分公開の場合 その 区 分	公 開 部 分		
	非公開部分		
非公開部分につ いて の 理 由	山口県情報公開条例第23条第 号該当 ()		
傍 聴 人 の 定 員	5 人		
会議開催前の報 道発表等の有無	あり（10月28日予定）・ なし		
傍 聴 の 受 付 ※傍聴に当たっ ては、傍聴要領 を遵守してくだ さい。	当日13:30から、会議場において先着順に受け付ける。		
担 当 課 名 等	医療政策課医療企画班 電話番号 (083) 933-2924 内線 2925		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

傍 聴 要 領

1 傍聴する場合の手続き

傍聴の受付は、先着順で行い、定員に達し次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たり、守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。（オンライン会議の場合、傍聴者の音声・ビデオはオフとします。）
- (2) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 会議の秩序を乱したり、議事を妨害したりしないこと。
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (6) その他、会議場では、会長の指示に従うこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴される方が2に掲げる事項に違反したときは、注意し、なお従われないときは、退場していただく場合があります。
- (2) 会議開催中、会場の秩序の維持ができなくなった場合又は緊急に公開になじまない事項を審議する必要性が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。